

あおぞら銀行グループ マネー・ローンダリング対策基本方針

あおぞら銀行グループは、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融の防止、ならびに経済制裁措置への対応がグローバルな金融システムにおける重要な課題の一つであることを認識し、国内外の法令諸規則を遵守する体制を整備するとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与および拡散金融を防止するための対策、ならびに経済制裁措置への対応（以下、「マネロン等対策」という。）の更なる強化に継続的に取り組みます。

(1) 組織体制

あおぞら銀行グループは、以下に掲げる管理措置・諸施策を適切に実施するため、マネロン等対策の統括部署の設置を含む組織体制や内部規定を整備するとともに、継続的に見直しを行い、実効性を確保します。

(2) 顧客の管理方針

あおぞら銀行グループは、口座開設を含む顧客との取引に際し、当行内の所定の手続きを踏まえ、受入可否を判断します。また、取引実施時には、顧客属性や取引形態、国・地域、商品・サービスに即した対応策を実施するなど、リスクベースアプローチの考え方に則った適切な措置を講じます。さらに、顧客取引の定期的な調査およびプロファイリング等分析の結果を活用して、対応策を見直します。

(3) コルレス先の管理方針

あおぞら銀行グループは、コルレス先の情報を収集し、その評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じて管理を行います。

(4) 従業員研修の方針

あおぞら銀行グループは、金融犯罪の未然防止に向けて、知識の習得や、取引時確認や取引記録の作成などの顧客管理、また経済制裁措置への対応が適切に行われるよう、従業員への研修を適時かつ継続的に実施します。

(5) 内部監査の方針

あおぞら銀行グループは、マネロン等対策の状況について定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

(6) 疑わしい取引の報告態勢

あおぞら銀行グループは、口座開設を含む顧客との取引に対して、日常的にモニタリン

グを行い、その結果、検知した疑わしい顧客や取引等に適切に対処し、当局に対して速やかに届け出る態勢を構築します。